

「素案作成に向けた正副委員長たたき台」への主な委員意見とその対応案

主な委員意見の概要	対応案
<p>変更点① 食育の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例において「食育の推進」の表現が用いられているが、「愛飲の促進」など伊勢茶を飲むことをより重視する表現が望ましいのではないか。 	<p>→ 条例全般において、「食育の推進」を「【伊勢茶に親しむ機会の確保】」に改めました。</p> <p>また、「6 基本的施策」の「(2) 【伊勢茶に親しむ機会の確保】」の規定についても表現を改めました。</p> <p>※ 「伊勢茶に親しむ機会の確保」の表現については、あくまで仮の表現のため、【】をつけています。</p> <p>※ 「伊勢茶学に基づく食育の推進」については、「伊勢茶学」の定義も含め前回のままとしています。</p>
<p>変更点② 県民の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「役割等」に関する規定において、茶業者、飲食店等営業者等の役割のみならず、県民の役割についても明記してはどうか。 	<p>→ 「4 役割等」に「(5) 県民の協力」の規定を加えました。</p>
<p>変更点③ 乾杯の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢茶の振興に資するためにも、乾杯の促進に関する規定を盛り込んではどうか。 	<p>→ 「6 基本的施策」の「(1) 伊勢茶の普及の促進」に、「(2) 伊勢茶等による乾杯の取組の促進」の規定を加えました。</p>
<p>変更点④ 伊勢茶の生産振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に伊勢茶の生産振興に関する規定を盛り込むなどしてはどうか。 	<p>→ 「6 基本的施策」の「(1) 伊勢茶の普及の促進」の「(4) 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進」に、「茶生産者が行う取組への配慮」に関する旨の規定を加えました。</p>
<p>変更点⑤ 顕彰について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手茶業者のモチベーションアップのためにも、伊勢茶に関する顕彰を行ってはどうか。 	<p>→ 「6 基本的施策」に「(3) 顕彰」の規定を加えました。</p>

※ このほか、計画に定めるべき事項に関する規定の追加、見出しの表現の修正などの所要の修正を行っています。